

一般廃棄物処理基本計画【概要版】

一般廃棄物処理基本計画の策定について

平成18年に策定した組合の「一般廃棄物処理基本計画」については、令和2年度に15年間の計画期間が終了したことから、次期一般廃棄物処理基本計画を策定しようとするものです。

1 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成されています。

(1) ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理を行うため、計画期間内における計画処理区域内の生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理の過程で発生する汚泥の処理方法など、生活排水処理に係る基本的な方針を定めるものです。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。

なお、概ね5年経過ごとに見直すものとし、社会・経済状況の大きな変化や国・県における方針の変更など、計画の前提とする諸条件に大きな変化があった場合には、その都度見直しを行います。

また、次期最終処分場の整備などの大きな財政的負担を伴う事業については、本計画と整合を取りながら事業ごとの「建設（整備）計画」を立てて進めて行くこととしますが、必要に応じて本計画の見直しも行います。

3 前基本計画の踏襲

策定する基本計画は、前基本計画を踏襲するものとなっておりますが、前基本計画の期間中に胆江地区最終処分場の整備及びごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施していることから、「ごみ処理基本計画」においては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適切な維持管理について、最終処分場については次期最終処分場の施設整備についての検討を進めることを定めます。

また、「生活排水処理基本計画」については、老朽化が進む現在のし尿処理施設の状況を踏まえ、今後の施設整備について検討を進めることを定めます。

4 構成市町との協議

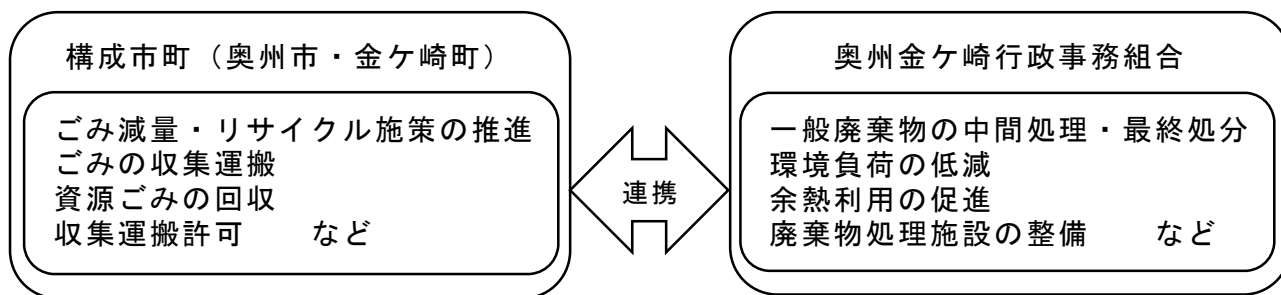
組合の基本計画については、ごみ・し尿の搬入量等の予測数値に構成市町の同計画の数値を採用するなど、構成市町における一般廃棄物処理の施策、取組みを反映した内容となっており、構成市町の各種計画との整合を図っています。

5 ごみ処理基本計画

組合のごみ処理基本計画は、主に可燃ごみ、粗大・不燃ごみの中間処理（焼却処理・破砕処理）及び最終処分について定めるものです。

(1) 構成市町及び組合の役割

当地域におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である構成市町が担当し、一般廃棄物（可燃ごみ、粗大・不燃ごみ）の処理・処分を組合が担当します。



(2) 組合における処理・処分の実績

ア 可燃ごみ

単位：ト

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元
搬入可燃ごみ	35,851	35,448	35,277	35,579	35,830	36,208
可燃性粗大ごみ	696	728	719	715	786	912
し尿し渣	190	185	182	181	174	171
し尿汚泥	1,248	1,161	1,140	1,119	1,101	1,072
し尿沈査物	4	4	4	3	3	3
処分場汚泥	62	47	28	26	19	24
高速道路	91	97	96	84	81	81
その他	1,067	1,929	1,298	701	1	1
計	39,208	39,599	38,743	38,413	37,621	38,472

可燃ごみ搬入量は、わずかながらに減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じており、震災以前の水準には戻っていません。

イ 粗大・不燃ごみ

単位：ト

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元
搬入粗大・不燃ごみ	1,969	1,831	1,757	1,750	1,736	1,911
高速道路	3	22	23	20	18	17
計	1,972	1,853	1,780	1,770	1,754	1,928

粗大・不燃ごみについては、減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じています。家具類の搬入が目立ちます。

ウ 最終処分

単位：トン

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R元
焼却残渣	主灰	3,487	3,521	3,317	3,248	3,235	3,670
	飛灰	1,218	1,144	1,157	1,097	1,102	1,114
	計	4,705	4,665	4,474	4,345	4,337	4,784
不燃残渣		870	794	643	663	698	699
その他		0	0	83	70	39	37
合計		5,574	5,459	5,200	5,078	5,073	5,520

主な埋立物である焼却残渣については、可燃ごみ、粗大・不燃ごみと同様に減少傾向にありましたが、令和元年度に増加に転じています。

(3) ごみ処理量の予測

ア 可燃ごみ

単位：トン

市町	R元	R5	R10	R15	R17
奥州市	32,579	32,525	32,282	31,746	31,532
金ケ崎町	3,629	3,784	3,995	4,218	4,314
合計	36,208	36,309	36,277	35,964	35,846

予測量については、構成市町それぞれの一般廃棄物処理基本計画によるものです。

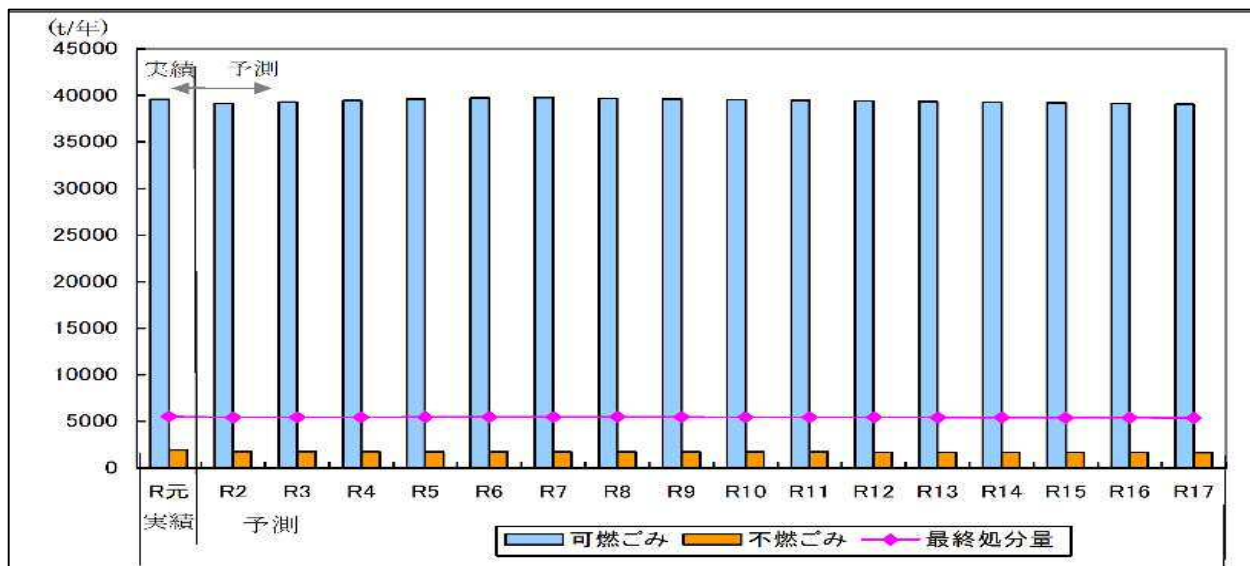
今後は、人口減少等により「ごみの処理量」は減少するものと見込んでいます。

イ 不燃・粗大ごみ

単位：トン

市町	R元	R5	R10	R15	R17
奥州市	1,750	1,577	1,553	1,515	1,485
金ケ崎町	161	160	163	169	172
合計	1,911	1,737	1,716	1,684	1,657

ウ 組合のごみ処理・処分量の見込み

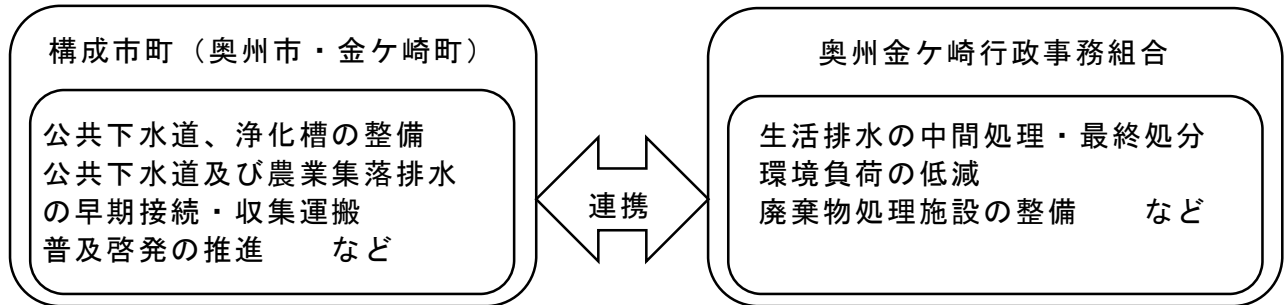


6 生活排水処理基本計画

組合の生活排水処理基本計画は、生活排水のうち汲取りし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の中間処理について定めるものです。

(1) 構成市町及び組合の役割

当地域における生活排水処理事業は、公共下水道等の汚水処理事業と密接に関連していることから、基礎自治体である構成市町が下水道整備、収集運搬などを担当し、一般廃棄物（し尿・汚泥）の処理・処分を組合が担当します。



(2) 組合における処理・処分の実績 し尿・浄化槽汚泥等

単位:KL

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
し尿	50,412	48,748	47,445	47,139	44,714	43,483	
汚泥	浄化汚泥	16,343	16,546	17,633	17,585	18,625	19,572
	農集汚泥	7,306	7,296	7,214	7,372	7,252	7,173
	汚泥計	23,649	23,842	24,848	24,956	25,877	26,745
計	74,061	72,590	72,293	72,095	70,591	70,228	

し尿処理施設への搬入は、汲取りし尿が減少し、浄化槽汚泥等は増加傾向となっていますが、総搬入量は、減少傾向となっています。

(3) し尿等処理量の予測

ア し尿

単位:KL

市町	R元	R5	R10	R15	R17
奥州市	41,879	36,881	31,749	27,051	25,387
金ヶ崎町	1,604	832	241	10	10
合計	43,483	37,713	31,990	27,062	25,397

予測量については、構成市町それぞれの生活排水処理基本計画によるものです。

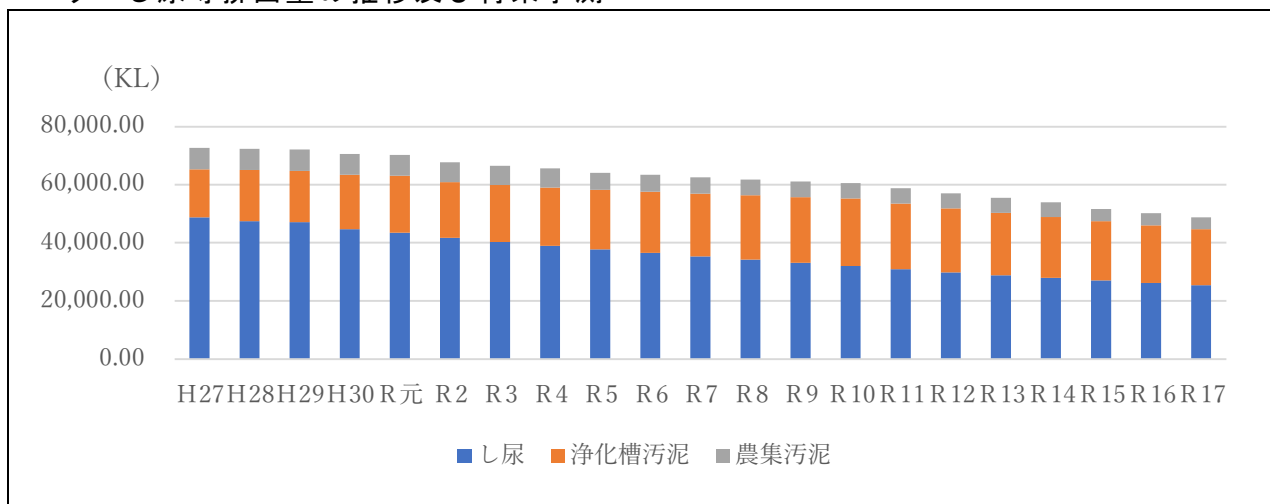
今後は、人口減少や公共下水道等への接続が進みし尿・浄化槽等汚泥の処理量は、減少するものと見込んでいます。

イ 浄化槽汚泥等

単位:KL

市町	R元	R5	R10	R15	R17
奥州市	23,053	23,128	25,300	21,292	20,162
金ヶ崎町	3,692	3,217	3,215	3,221	3,199
合計	26,745	26,345	28,515	24,513	23,361

ウ し尿等排出量の推移及び将来予測



(4) 組合の生活排水処理基本計画（中間処理）

平成10年3月の供用開始から20年以上が経過したし尿処理施設については、施設の健全性等を調査するため令和元年度に「精密機能検査」を実施しています。

検査の結果、現在の処理機能に異常は認められないものの、設備機器の経年劣化や部品の供給停止などにより、遠くない将来において施設の維持管理・運転が困難になるものと思われます。

このことから、し尿処理施設の整備の方向性について、構成市町とともに検討を進めます。

なお、し尿処理施設整備方式の検討・評価を行うため、令和3年度において「し尿処理施設整備方針検討業務」を専門のコンサルタント業者に発注し、内容の整理を進めています。

整備方針検討業務の主な検討・評価項目については、次のとおりです。

- ア 主処理方式（公共用水域放流方式案、下水道放流方式案）
- イ 汚泥処理・処分方式（M I C S 処理案、燃料化案、外部処分案）
- ウ 交付金、補助金対象事業の該当性
- エ 主処理方式別・事業方式別概算費用（建設費用、維持管理費用等）